

移植法案と同じく複数案提出へ

—日医や尊厳死協会は「中止」案支持

超党派の議連が2つの尊厳死法案を国会に提出する方針を正式に決めた。日医や尊厳死協会は患者の意思に基づく延命措置の「中止」を規定した「第2案」を支持している。

超党派の「尊厳死法制化を考える議員連盟」(増子輝彦会長)で議論が重ねられてきた尊厳死法案は、臓器移植法案の時と同じく、各党が党議拘束をかけないことを前提に、複数案を国会に提出する方向となった。

議連は当初、医師が免責になる場合を「延命措置の不開始」(終末期の患者に対し新たな延命措置を開始しないこと)に限定した法案を作成。しかし、日本医師会などから、延命措置の「中止」も対象に含めるべきとの意見が出されたため、最終的に、延命措置の「不開始」のみを規定した第1案と、不開始だけでなく延命措置の「中止」もできるとした第2案の両案を国会に提出することとした。

第1案と第2案は骨格は同じだが、第2案で延命措置の「中止等」とされている部分が、第1案ではすべて延命措置の「不開始」と表現されている(別掲参照)。仮に第2案が成立した場合、医師は、意思表示のある15歳以上の終末期患者に対し延命措置の中止をすることが法律上認められることになる。

法案の表現「高飛車すぎる」

議連は7月31日の総会で第1案と第2案を正式に決定。増子会長は、これらの法案については「党議拘束を外すべき」としながら、各党での党内手続きを経て、議員立法として今国会中に両案を提出する方針を示した。

総会の中では、第2案を支持する議員から



上：2つの法案について確認が行われた7月31日の議連総会
左：総会には日本尊厳死協会の幹部も出席

「本人の意思が明示的になく家族の意思で延命措置の中止が行われた場合も、違法性が問われないことを明確にすべき」との意見が出され、これに対し衆院法制局から、第13条第2項に「この法律の規定によらない延命措置の中止等を禁止するものではない」旨が明記されていることが説明された。しかし、他の議員からも『禁止するものではない』という表現は高飛車すぎる。今までごく普通に行われていた一般的な医療行為上の判断をもう少し尊重する書きぶりがあるのではないかなど表現の工夫を求める声が上がった。

日医や日本尊厳死協会は2つの法案のうち第2案を支持している。ただ、日本弁護士連合会や障害者団体の間には尊厳死の法制化自

終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案（仮称）〔抜粋〕

※第1案は下線部分が〔 〕内の表現に変わる

（医師の責務）

第4条 医師は、延命措置の**中止等〔不開始〕**をするに当たっては、診療上必要な注意を払うとともに、終末期にある患者又はその家族に対し、当該延命措置の**中止等〔不開始〕**の方法、当該延命措置の**中止等〔不開始〕**により生ずる事態等について必要な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。

（定義）

第5条 この法律において「終末期」とは、患者が、傷病について行い得る全ての適切な医療上の措置（栄養補給の処置その他の生命を維持するための措置を含む）を受けた場合であっても、回復の可能性がなく、かつ、死期が間近であると判定された状態にある期間をいう。

2 この法律において「延命措置」とは、終末期にある患者の傷病の治癒又は疼痛等の緩和ではなく、単に当該患者の生存期間の延長を目的とする医療上の措置をいう。

3 この法律において「延命措置の中止等〔不開始〕」とは、終末期にある患者に対し現に行われている延命措置を中止すること又は終末期にある患者が現に行われている延命措置以外の新たな延命措置を要する状態にある場合において（終末期にある患者が現に行われている延命措置以外の新たな延命措置を要する状態にある場合において）、当該患者の診療を担当する医師が、当該新たな延命措置を開始しないことをいう。

（終末期に係る判定）

第6条 終末期に係る判定は、これを的確に行うために必要な知識及び経験を有する2人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づ

き行う判断の一致によって、行われるものとする。

（延命措置の中止等〔不開始〕）

第7条 医師は、患者が延命措置の**中止等〔不開始〕**を希望する旨の意思を書面その他の厚生労働省令で定める方法により表示している場合（当該表示が満15歳に達した日後にされた場合に限る）であり、かつ、当該患者が終末期に係る判定を受けた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、延命措置の**中止等〔不開始〕**をすることができる。

（延命措置の中止等〔不開始〕を希望する旨の意思の表示の撤回）

第8条 延命措置の**中止等〔不開始〕**を希望する旨の意思の表示は、いつでも、撤回することができる。

（免責）

第9条 第7条の規定による延命措置の**中止等〔不開始〕**については、民事上、刑事上及び行政上の責任（過料に係るものを含む）を問われぬものとする。

（適用上の注意等）

第13条 この法律の適用の当たっては、生命を維持するための措置を必要とする障害者等の尊厳を害することのないように留意しなければならない。

2 この法律の規定は、この法律の規定によらぬ延命措置の**中止等**をすること（延命措置の**不開始**をすること及び終末期にある患者に対し現に行われている延命措置を中止すること）を禁止するものではない。

体に反対する意見が根強くあり、今国会中に法案提出までこぎ着けられるかは不透明な状況だ。

日本尊厳死協会副理事長・長尾和宏氏 （長尾クリニック院長）の話

尊厳死協会の立場は第2案。第1案ではかえって現場が混乱する。

議連ができて8年になるが、国会に法案を

提出しようというところまできたのは、大きな一歩。課題はまだまだあるが、議論はだいぶ煮詰まってきた。

法律ができることで「今まで阿吽の呼吸でやっていたものにまで影響してくるのではないか」「余計に混乱するのではないか」といった意見も根強くある。そういう問題をこれからクリアしていかないといけない。